

地方消費税に関する検討会 報告書（概要）

平成29年11月21日

与党税制改正大綱を踏まえ、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方消費税の清算基準について抜本的な見直しの検討を行った結果、その概要は以下のとおり。

地方消費税の清算制度の意義と役割

- 地方消費税はその税負担を最終消費者に求めるものであり、**「最終消費地と税収帰属地」は一致することが必要**
- 都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて按分した額を各都道府県における地方消費税収として帰属
- 清算制度は、最終消費地と税収の帰属地を一致させるための地方消費税の理論上不可欠な制度

今回の抜本的見直しの背景

- 社会経済情勢の変化、統計をめぐる動き、**地方消費税の充実を踏まえ、地方消費税の税収をより適切に、最終消費地に帰属させることが必要**

見直しに当たっての基本的考え方

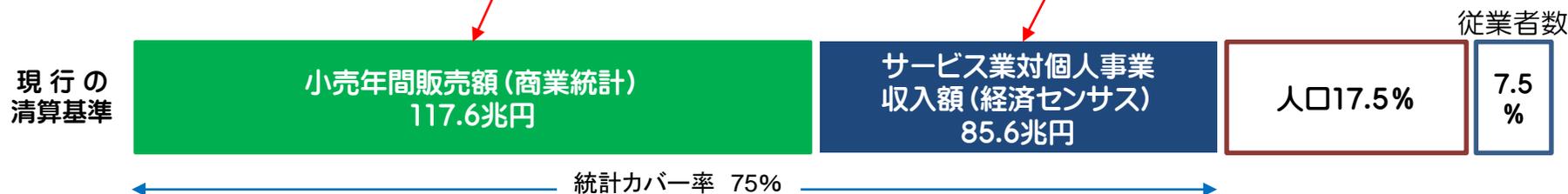
- 最終消費を把握するに当たっては、**できる限り統計を活用し正確に最終消費の額を把握し、用いることが基本**
- **清算基準たる統計データとして利用することが適当でないものについては、除外する必要**
- 統計データとしては、供給側統計を基本として見直しを行うべき
- 今後の統計改革等については、統計のユーザーとして適切な対応を強く要請すべき

統計の利用方法の見直し

- 税収の帰属地たる最終消費地とは、原則として、小売については、「実際に商品が使用(消費)された場所(主として「居住地」)、サービスについては、「サービスの供給地」と考えるべき
- 新たに清算基準として活用できるデータは見当たらない
- 最終消費を表すデータとして利用することが適切でないと考えられるものは、以下のとおり

持ち帰り消費など統計の計上地と最終消費地が乖離していることが推定されるもの
百貨店、家電大型専門店、自販機による販売額
⇒ 除外を検討すべき

本社一括計上など統計の計上地と最終消費地が乖離していることが推定されるものや、非課税取引に該当するもの
建物売買業、娯楽に附帯するサービス業、不動産賃貸業、不動産管理業、医療・福祉
⇒ 除外を検討すべき



- 以上のような統計データのほかに、統計の計上地と最終消費地が乖離していることが推定されるものや非課税取引に該当するものがあれば、同様に除外を検討すべき

統計データのカバー率

- 統計データの利用方法の見直しを踏まえ、再計算し、新たに設定すべき

統計データのカバー外の代替指標

- サービス統計の調査対象が大きく拡大しており、サービスの代替指標として従業者数を用いる、という考え方は見直すべき
- カバー外に存在する消費の代替指標としては、人口が最も適当
- 統計データのカバー外の代替指標としては、人口を基本として考えるべきであり、従業者数については、清算基準に用いないこととする方向で検討すべき